

令和7年8月8日

課 名：建築都市部建築指導課
内 線：4678
担 当：衣川、河原畑

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：
田川市大字伊田2738-2
株式会社ケンタツ
- 指名停止の期間：
令和7年8月8日 ～ 令和7年9月7日（1ヵ月間）
- 事実概要：
株式会社ケンタツは、令和5年10月18日、田川市から請け負った公共工事において、同工事に係る監理技術者として同社従業員にこれを統括させていたものであるが、同人は現場の施工及び安全を実質的に管理する義務がありながら、労働者の業務に危険が及ぶおそれがあったにも関わらず、必要な措置を講じなかったことで、同工事に係る一次下請け業者の作業員が死亡したものの。
それに伴い、令和7年4月8日、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪に問われ、株式会社ケンタツに対し罰金30万円、監理技術者に対して罰金30万円の略式命令が確定した。
これらは、建設業法第28条第1項第3号に該当するため、監督処分（営業停止3日間）を受けた。
- 指名停止の理由：
「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当することから、指名停止1ヶ月間とする。

【建設業法第28条第1項】

（指示及び営業の停止）

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（略）に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

【指名停止措置要綱 別表その2第11号】

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内